

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（俸給）

第四条 防衛省の事務次官、防衛審議官、防衛装備庁長官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣政策参与、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五、別表第六イ、別表第七、別表第八、別表第十及び別表第十一に定める額の俸給を支給する。

2・3 （略）

4 自衛官には、別表第二に定める額の俸給を支給する。ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に応じて、防衛省令で定める額とする。

5 （略）

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 （略）

2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項（前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第五項において準用する場合を含む。）に規定する一時差止処分（以下この項において「一時差止処分」という。）に対する審査請求については、一時差止処分は懲戒処分と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれぞれみなして、同法第四十八条の二から第五十条の二までの規定を適用する。

（自衛官候補生の給与）

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当を支給する。

2 （略）

3 第一項の自衛官候補生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（学生の給与）

第二十五条 学生には、学生手当及び期末手当を支給する。

2・3 (略)

4 第一項の学生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。
(生徒の給与)

第二十五条の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

2・3 (略)

4 第一項の生徒手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。